

自治基本条例 他市町村比較表「町民の権利・役割」

資料3

	龍ヶ崎市	東海村	余市町(北海道)	杉戸町(埼玉県)
名称	龍ヶ崎市まちづくり基本条例	東海村自治基本条例	余市町自治基本条例	杉戸町自治基本条例
施行日	平成27年9月1日	平成24年10月1日	平成30年4月1日	平成27年7月1日
	<p>(市民の権利)</p> <p>第5条 市民は、まちづくりに参加する権利を有する。</p> <p>2 市民は、市政の情報を知る権利を有する。</p> <p>(市民の役割と責務)</p> <p>第6条 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、まちづくりに関心を持つとともに、自らができることを考え、自主的にまちづくりへの参加に努めるものとする。</p> <p>2 市民は、互いに認め合い尊重し、協力してまちづくりを進めるものとする。</p> <p>3 市民は、まちづくりを進めるに当たって、自らの発言と行動に責任を持つものとする。</p> <p>4 市民は、まちづくりに参加するに当たり、公共性を重んじ、次世代及び市の未来に配慮するものとする。</p>	<p>(村民の権利)</p> <p>第6条 村民は、平和で良好な環境の下で、自由及び幸福の追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができるほか、次に掲げる権利を有します。</p> <p>(1) まちづくりの主体として、まちづくりに参画すること。</p> <p>(2) 村政に関する計画や政策の着想段階から参画すること。</p> <p>(3) 村政についての情報を知る権利を有し、村に対し、村が保有する情報の公開を求めること。</p> <p>(村民の役割)</p> <p>第7条 村民は、まちづくりの主体として、次に掲げる役割を担うものとする。</p> <p>(1) 村と協働して、地域社会の発展に寄与すること。</p> <p>(2) 互いの活動を尊重すること。</p> <p>(3) 自らの行動と発言に責任を持つこと。</p> <p>(事業者等の役割)</p> <p>第8条 事業者等は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図るとともに、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するものとする。</p>	<p>(町民の基本姿勢と役割)</p> <p>第5条 町民は、住民自治の基本を理解し、自ら考え、行動し、まちづくりの主体としての役割を果たすよう努めます。</p> <p>2 町民は、互いの自由と人格を尊重し合い、連携協力してまちづくりに努めます。</p> <p>3 町民は、町民の信託に基づいて定められた条例などを遵守するものとします。</p> <p>4 町民は、ひとしく行政サービスを受けるために必要な負担を分任するものとします。</p> <p>5 町民は、まちづくりの主体として自ら考え、行動し、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めます。</p> <p>(町民の権利)</p> <p>第6条 町民は、議会及び町の保有する情報について、知る権利を有するとともに、まちづくりに参加する権利を有します。</p> <p>2 町民は、ひとしく行政サービスを受ける権利を有します。</p> <p>(事業者の役割)</p> <p>第7条 事業者は、地域社会の一員として、その活動を通じ、又は持てる資源を活かして、産業、教育、文化、環境等の分野で地域に貢献するよう努めます。</p> <p>2 事業者は、社会的な役割を認識し、従業員等の行う地域活動にも配慮して、住みよい地域社会の実現に寄与するよう努めます。</p>	<p>(町民の権利)</p> <p>第6条 町民は、町政に関する情報について、知る権利を有する。</p> <p>2 町民は、町政に参加する権利を有する。</p> <p>3 町民は、行政サービスを受けるに当たって、公正・公平かつ誠実な扱いを受ける権利を有する。</p> <p>(町民の役割)</p> <p>第7条 町民は、まちづくりの主役として、地域社会の活性化を図るとともに、町政運営及び地域の課題の解決に主体的に取り組むものとする。</p> <p>2 町民は、相互理解を深め、互いに助け合うよう努めるとともに、参加の機会を積極的に活用するものとする。</p> <p>3 町民は、災害等から自らの生命、身体及び財産を守ることを意識し、必要な取組を積極的に行うよう努めるものとする。</p>